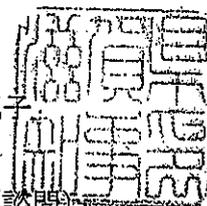




滋 環 政 第 130 号
平成 25 年 (2013 年) 3 月 21 日

滋賀県環境審議会会長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



滋賀県環境基本条例に基づく第三次滋賀県環境総合計画の改定について (諮問)

平成 21 年(2009 年)12 月に、貴審議会の意見を踏まえ、第三次滋賀県環境総合計画を策定したところです。

その後、環境を取り巻く社会情勢が大きく変化したこと、また、当該計画の計画期間が平成 21 年度(2009 年度)から平成 25 年度(2013 年度)までの 5 年間となっていることから、第四次滋賀県環境総合計画(仮称)として改定することについて、滋賀県環境基本条例第 12 条 4 項および 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。